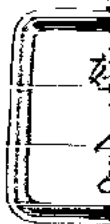


30

漁村問題について

労働省婦人少年局婦人課



はしがき

婦人課では、今夏、漁村婦人生活実態調査を行うことになりましたので、東大助教授潮見俊隆氏を講師にお招きして、標題の課内研究会を六月二十九日に開きました。その折の講演記録を当課でまとめ、参考資料といたしました。

労働省婦人少年局婦人課

一九五五年七月

漁村問題について

東京大学
助教授

潮見 俊隆

序

戦前は殆ど漁村の研究がなされていなかったが、戦中末期頃から漁業法改正などが考えられたため、東大教授近藤康男氏を中心に研究会が出来、漁業経済学会も発足して、戦後「日本漁業の経済構造」(近藤康男他共同編纂)が発表された。又、農林省統計調査部水産統計課では、漁業センサス(世帯及び漁業経営体制の態勢調査)と漁業極センサスを行ない、漁業の全体の構造がやっと分つて来た。しかし、漁業における婦人の労働や婦人の地位等は、農業に比べて構造が明確にされてはいない。一方、民族学的な立場からの研究として、「漁村生活の研究」(柳田国男、桜田勝徳、瀬川清子著)がある。

(一) 日本漁業の構造

農業と違って、技術的経営的に非常にバラエティが多く、一方の極には、南太平洋捕鯨等のように、船自体が近代機械工場をなし、日本水産や太平洋漁業等の巨大資本に支配されているものがあるかと思つと、他方の極には、海女漁業等の最も原始的な、しかも職業として成立しているものがある。その二つの極の間に、さらに種々の形態のものがある。すなわち、北洋製漁業(蟹工船)、以西産製網漁業、太平洋カツオ、マグロ漁業の遠洋漁業と、沖合漁業であるあぐり網漁業、又、富山、静岡、長崎などのぶり台網などの定置網漁

業、地曳網、刺し網漁業（釣と同様に原始的なもの）、一本釣等多種多様な沿岸漁業等々の系列を作り、非常に複雑な構造を持つてゐる。

これ等の漁業構造の問題点をみるために、漁港と漁村の二つの形態にわけて考えたい。漁港は三浦三崎、銚子等がその例であるが、大規模漁業の根拠地であつて、漁業資本家と漁業労働者とが分化されている。しかし、この資本家と労働者の関係は、縁故関係、地縁、血縁的な関係で、強く、特に船頭、漁撈長の権限は大きく、次に機長、無線長という地位の者の権限が大きい。これらの役付の者は殆ど同郷であるといった地縁関係から結ばれた者が多く、同時に血縁関係がからんでゐるという近代的な形をとつてゐる。この傾向は、最も近代的な漁業といわれている捕鯨漁業にも見られるのである。このような雇傭関係は、必然的に、労働者の全般的な意識の低さとなり、組合運動の未成熟となる。賃金形態は、代分制度（一航海の漁獲品売上げから実費をひき、純益を切半）もしくは六分四分にし、五分又は六分を船主がとり、労働者は残りをさらにその地位によつてわけるといふ形が支配的である。したがつて、漁期、不漁期のある不安定な産業である漁業企業の危険を労働者も負担せられてゐることになり、実質的には労働力のみをもつ全員の労働者でありながら、共同経営の一人であるという幻想をうけつけられ、労働者意識が非常に低いことの原因となつてゐる。しかし、最近、下関の漁業労働者にみられるように、月給制度をもちとつてゐるという例もある。すなわち、これは生産力が一定のところに通じ、労働者の力が強くなると、固定給制に移行する傾向のあることを示してゐる。漁村は沿岸漁業の根拠地であるが、遠洋漁業に近い形態のもの、共同経営のもの、釣漁

業、網漁業等、種々の漁業形態があり、一様ではない。特色としては、漁村における漁業従事者は、一般に漁業労働者というより、漁民といえるものであつて、共同経営による生産をめぐつて、村落共同体的強制、或いは、生活共同体的強制が強い。漁業共同組合も、実質的な協同組合としての運営は行われていない所が多い。

(二) 漁業法

海はだれのものでもないという国際法の漁業自由の原則は、日本でも同様であるが、現実にはそうではなく、漁業法によつて取締つてゐる。

戦後漁業法の改正によつて、自由漁業、許可漁業（官庁の許可を得て行う機船底曳網など）、漁業権漁業の三種がある。漁業権漁業には、更に、共同漁業権（一定区域の海を共に利用して漁業を行う権利）、定置漁業権（一定区域の海の中に漁具を定置して魚をとる権利）、区画漁業権（一定区域の海に貝、海苔などを養殖する権利）がある。戦前施行されてゐた法律は、明治四十三年に改正されたもので、共同漁業権の代りに専用漁業権と特別漁業権があつた。この明治漁業法とよばれるものは、最初明治三十四年に制定された時に、徳川時代からの海に対する支配権を、横行専用漁業権という形でうけつたため、封建時代の衰微による漁場や、侵略によつて獲得した漁場が、戦後の改正まで有効であつたわけである。

また、明治四十年頃から、有動力船の発達が著しくなつたので、許可漁業が増えたが、船の数で制限するため、地方庁、農林省で許可する漁業船舶が売買されるようになり実態

は漁業権漁業に近いものであった。

戦後、農地改革と並行して、明治漁業法は漁業の民主化、生産力の発展を阻害しているものとして、漁業法の改正がとりあげられた。

対日理事会においてもソ連案、アメリカ案が示され、日本側からは、農林省、中央水産委員会、漁業組合の三案が出されて検討された。幾度かの曲折の後、国会を通過した現行の漁業法は、専用漁業権と特別漁業権をなくして、共同漁業権をおいたものであるが、改正前のもものと大差がない。定置漁業権では部落の権利がへつたかわりに資本家に有利になり、小規模な漁業については、共同漁業権で漁業協同組合に有利となったが、ホスが管理しているところが多いため、大勢としては、根本から漁業制度をゆり動かすことができず、農地改革よりはるかに不徹底な改正であったといえよう。

(三) 社会構造

社会構造としては、部落共同体的強制が特徴的であるが、個々の村によっていろいろ様子が異っており、農村の社会構造のように一括していうことは出来ない。すなわち、生産面の規制でも異っており、刺し網、釣漁業などの多い村では、その村の生産力の低さがかえって、封建的搾取関係さえも生じしめない状態である。また、社会構造としても、古代的なものが残っていて、伊豆の若者宿（十五、六才になると合宿する）、志摩のかまど仲間（海辺で火にあたる時の漁女の仲間）などがそれであり、このような村には、年令階級的な比重が強いのである。これは、結婚制度にも関連があり、志摩半島には男性が女性の

家に通って来る招婿婚の風習がいまだに残っていて、親の支配力があまり強くない自由結婚が行われている。

一般に漁村の婦人労働はきびしく、三十才代で五十才代に見える程で、それだけに経済的発言は強いが、これは肉体をすりへらした上にきずかれていますので、問題があると思われる。しかし、農村の婦人に比べてその地位は相対的に高いようである。

附：漁村婦人調査 參考資料

(1) 漁夫及び類似従業者

男女別 14才以上就業者数 (全国)

職業(小分類)	男女別就業者(千人)	総数	男	女	男女比較 (女100人につき男)
漁業者(賃労働者を除く)		268	244	24	1,016.7人
漁業賃金労働者		228	217 (500未満)	10	2,170.0人
潜水漁夫		2	0	1	※
藻貝類採取人		36	21	4	150.0人
水産養殖従業者		7	5	2	250.0人
漁船の船長、機関長、事務長		7	7	0	※

註 昭和25年度国勢調査による。

(2) 漁業における階級構造

漁業資本家群

漁業労働者群

巨大会社(4)

漁業労働者(39,403)

中小会社(703)

(全国組織の、水産労働者組合を結成)

船主 網元(10,937)

{ 漁夫(9,182人) } 地域別又は業種別組合(漁民組合)
{ 組合員従事者(49,733) } を結成
{ 家族従事者(20,738) }

共同経営(組合経営を含む)(10,440) { 漁夫(5,507人) } 同上
{ 組合員従事者(94,587) }

漁家群

世帯経営(223,008)

{ 漁夫(117,233人) } 独立、分散、未組織
{ 家族従事者(48,375) }

{ 動力船層 (56694)
無動力船層 (142441)
漁船なき層 (47596) }

註 数字は昭和22年8月1日
基本調査による。

(3) 経営形態別 経営体数並びに漁獲高

経営別 形態別	経営体数	%	漁獲高 (千匁)	%
漁家	246,731	91.7	172,910	27.9
個人経営	14,213	5.3	217,835	35.1
共同経営	7,226	2.7	103,336	16.8
会社経営	773	0.3	120,440	19.5
漁業会自営	105	0.0	2,446	0.7
その他	74	0.0	871	
合計	269,122	100.0	617,867	100.0

註 24年3月1日センサス

(4) 経営形態別、漁業種類別、経営体数

経営別 形態別	経営体数	遠洋漁業	沖合漁業	沿岸漁業	浅海養殖
漁家	246,731	—	—	215,563	31,167
個人経営	14,213	552	2,574	10,975	118
共同経営	7,226	322	893	5,940	65
会社経営	773	178	172	384	39
漁業会自営	105	1	3	84	17
その他の	74	3	15	44	7
合計	269,127	1,056	3,617	239,990	32,453

(5) 専業別漁業経営体数

専業別	経営者別	漁家数 (戸)	個人経営	会社経営	共同経営
総数	専業	246,731	14,213	773	7,226
	兼業	67,123	6,886	489	5,174
	内訳	179,608	7,327	284	2,052
	農業				
	林業	129,887	5,124	11	1,521
	鉱工業	5,786	1,462	229	343
	商業	4,502	367	20	108
	交通業	724	112	17	17
	その他	7,591	262	7	63
	賃労働のみ	31,118	—	—	—

(6) 漁業種類別漁夫数

	経営体数	従事者数	労働者数	
第I群 近代労働者	母船式捕鯨 沿岸捕鯨 トロー ル 以 西 底 網	2 36 7 158	2,677 1,945 1,593 11,452	遠洋 漁業 工場制工 業
第II群 漁業労働者	樺受網 カヅ、フグロ 以東、底り あぐ	1,143 704 1,840 1,991	26,883 38,980 26,254 99,342	沖合 漁業 漁業
第III群 網子漁	定置 地曳 船曳	2,758 4,391 2,549	71,309 142,950 56,645	沿岸 漁業
第IV群 小漁業		246,731	532,782	
(年男、下男、一ルンペン、半ワロ)				

昭和三十年七月二十五日印刷

昭和三十年八月五日発行

編集兼
発行所
東京都千代田区大手町一の七
労働省婦人少年局婦人課

印刷所
印刷人
東京都世田谷区烏山町二八五
鳥版室石飛度